

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日休むと
日たると
の翌日)

目次

- ◇ 告 示 解除予定の保安林
土地改良法による換地計画の適否の決定
土地改良法による換地計画の変更の適否の決定 (三件)
都市計画の変更に係る案の縦覧 (三件)
都市計画の変更に係る図書の縦覧
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧
都市計画事業の認可
- ◇ 選管告示 昭和四十四年十二月鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号の一部改正
- ◇ 雑 報 地方職員共済組合役員の異動

告 示

鳥取県告示第七十九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（

昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十年一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字大石字下モ小屋八五五、字勘助ヶ平八五七（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八十号

昭和四十九年七月二十二日付けで八頭郡河原町大字北村百七十六番地北村弓河内土地改良区から申請のあつた北村弓河内地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年一月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ることができ

鳥取県告示第八十一号

昭和四十九年八月二十六日付けで倉吉市から申請のあつた倉吉市横手地区の換地計画の変更については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十三条の四第二項において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

変更換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年一月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ることができ

鳥取県告示第八十二号

昭和四十九年十一月十一日付けで北条町から申請のあつた北条地区の換地計画の変更については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十三条の四第二項において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

変更換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年一月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ることができ

鳥取県告示第八十三号

昭和四十九年四月十六日付けで東伯町から申請のあつた倉坂地区の換地計画の変更については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十三条の四第二項において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称
変更換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年一月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ることができ
る。

鳥取県告示第八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画臨港地区を
変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七

条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和五十年一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画を変更する土地の区域

境港臨港地区

変更する部分

境港市昭和町及び岬町

二 都市計画の案の縦覧場所

境港市上道町一六〇番地 境港市役所

三 縦覧期間

昭和五十年二月二十五日から昭和五十年二月七日まで

鳥取県告示第八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画道路を
変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に

意見書を提出することができる。

昭和五十年一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画を変更する土地の区域

三・四・一号樋ノ上川線

追加する部分

境港市上道町字上尻田並びに中野町字横畔、字神田、字弥助堀、字生姜堀及び字西蛭田

変更する部分

境港市馬場崎町、上道町字中頭無及び字上頭無並びに中野町字西広見、字下蛭田及び字東蛭田

削除する部分

境港市上道町字上鴻河及び字堂田並びに中野町字下深田、字上深田及び字堂垣

三・四・八号元町中野線

追加する部分

境港市上道町字中鴻河、字川底、字神王松、字上鴻河、字岸の下及び字堂田並びに中野町字堂垣、字下蛭田及び字西広見

二 都市計画の案の縦覧場所

境港市上道町一六〇〇番地 境港市役所

三 縦覧期間

昭和五十年一月二十五日から昭和五十年二月七日まで

鳥取県告示第八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画公園を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和五十年一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画を変更する土地の区域

第三・三・三号 境中央公園

変更する部分

境港市上道町字中鴻河及び字上鴻河

二 都市計画の案の縦覧場所

境港市上道町一六〇〇番地 境港市役所

三 縦覧期間

昭和五十年一月二十五日から昭和五十年二月七日まで

鳥取県告示第八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、羽合都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に

より、次のとおり告示し、同法同条第二項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和五十年一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の変更に係る土地の区域

追加する部分

羽合町大字長瀬字文助開、字又四郎開、字下浜、字御建山下、字六ノ中浜、字五ノ中浜、字三ノ中浜、字下村後、字高浜、字浜根荒神、字二ノ浜根荒神、字下片苈、字流田、字尾成、字柳、字銚手、字助定、字北和乱田、字南和乱田、字高男、字大田、字御丸、字弥助田、字綾ヶ坪、字椎田、字足田、字灘波及び字三ツ実、大字田後字鴨田、字高坪及び字二ノ狐塚、大字南谷字大上及び字外隈並びに大字上浅津字黒田、字京丸、字井料田、字隈黒田、字穴以後、字古屋敷及び字湯神
変更する部分

羽合町大字字野字水谷及び字石脇、大字長瀬字二ノ御建山下、大字久留字樋口下、字横道、字二ノ光吉後及び字光吉後、大字田後字手次、字狐塚、字二ノ大河下、字大河下、字中ノ掛及び字二ノ内河原、大字光吉字屋敷、字二ノ屋敷、字廻、字茅見堂、字前、字二ノ前、字隈ヶ坪、字鳴滝、字六田ヶ坪、字長ヶ坪、字鍵田、字浅津及び字南津、大字南谷字中澤、字東澤、字大外、字二ノ琴引及び字琴引並びに大字上浅津字堂ノ本、字二ノ雨籠土、字宮ノ本及び字二ノ浜田
削除する部分

羽合町大字田後字二ノ長砂、字森及び字二ノ森並びに大字南谷字大場

二 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第八十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十年一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画法事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画法事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業 第二・二・四〇号 吉方北公園

三 事業施行期間

昭和五十年一月二十四日から昭和五十一年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

鳥取市吉方温泉二丁目地内

使用の部分

なし

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三号

昭和四十四年十二月鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号(不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和五十年一月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

「鳥取県立第二更生指導所 鳥取市湖山町大字白浜四二三二」を

「鳥取

県立第二更生指導所 鳥取市湖山町大字白浜四二三二

に改める。

県立鳥取第三授産所 鳥取市湖山町字白浜二九六〇―一一九」

雑 報

地方職員共済組合役員の異動について

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律152号)第14条第4項の規定に基づき、地方職員共済組合役員の異動について、次のとおり公告する。

昭和50年1月24日

地方職員共済組合理事長 増子 正 宏

退任 理事長 松島 五郎 (昭和49年12月31日付)

新任 理事長 増子 正宏 (昭和50年1月1日付)

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】